

男性職員の育児休業取得率について

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（第二十二條の二）に基づき、当機構男性職員の育児休業取得率を公表します。

令和4年度における当機構男性職員の育児休業取得率は **118.75%** です。

$$\frac{\begin{array}{l} \text{育児休業等をした男性職員数} \\ + \text{小学校就学前の子の育児を目的とした} \\ \text{休暇制度を利用した男性職員数} \end{array}}{\text{配偶者が出産した男性職員数}} = \frac{19}{16} \times 100 = 118.75\%$$